



～文教のまち西原～

にしはら

2011
7
No.473

「ちゅら島環境美化清掃活動」を実施 マリンタウンをクリーンアップ! (18ページに関連記事)



町の世界・人口		平成23年5月30日現在
男	17,373人	
女	17,342人	
計	34,715人	
世帯数	13,123世帯	
特定健診の受診状況		平成23年6月1日現在
受診率	1.95%	
平成23年度受診率目標	55%	
目標まであと	3,438人	

今月のトピックス

- 固定資産税の課税誤りについて(お詫び) ～町長・副町長を減給、職員を口頭注意…2
- イクメン保健師の育児研修報告書…8
- まちづくり町民講座…9
- 日本脳炎予防接種…3
- 西原町の介護保険料…10
- 国民健康保険税について…6

健診で わかるあなたの カラダと未来

編集・発行／西原町役場 西原町字嘉手刈112番地 ☎098(945)5011 印刷／(株)沖産業

「エクレール・お菓子放浪記」上映会のお知らせ

エクレール お菓子放浪記



未来に残したい、子どもに伝えたい。
東日本大震災前の石巻で撮影された、
お菓子が紡ぐ希望の物語です。

【日時】8月6日(土) 15:00～18:30～(2回上映)
 【場所】町中央公民館ホール
 【チケット】前売大人1,000円(前売は大人のみ)
 当日大人1,300円、小中高生・しょうがい者500円、
 幼稚園以下は無料
 ※売り上げの一部を東日本大震災の義援金に寄附します。

【主催】西原町婦人連合会・西原町PTA連合会
 西原町子ども会育成連絡協議会
 【共催】西原町地域ぐるみ学力向上対策協議会
 【後援】西原町・西原町教育委員会・ほか町内各団体等
 【問合せ】(月水金)西原町PTA連合会(小波津)・(水)
 西原町子ども会育成連絡協議会(神谷) ☎946-6657(10時～16時)

西原町のみなさんへ！
「西原町地域限定先行予約を行います」
 受付期間 / 7月26日(火) 19:00～
 28日(木) 23:59
 左記の特別電話番号にて限定枚数で受付します。
 (受付枚数に達し次第終了します)
 受付電話番号 / 0570-0841681 (Lコード不要)
 受付枚数 / お一人様1公演のみ2枚まで



MASAHARU FUKUYAMA

やっとなんだ、本当なんだ、夢じゃないんだ！
福山☆真夏の初体験
THE LIVE BANG!! in 沖縄

県内・県外からの観光客の誘致と、音楽を通じた地域の活性化を目指します。会場では東日本大震災の被災者支援のための募金活動を実施。

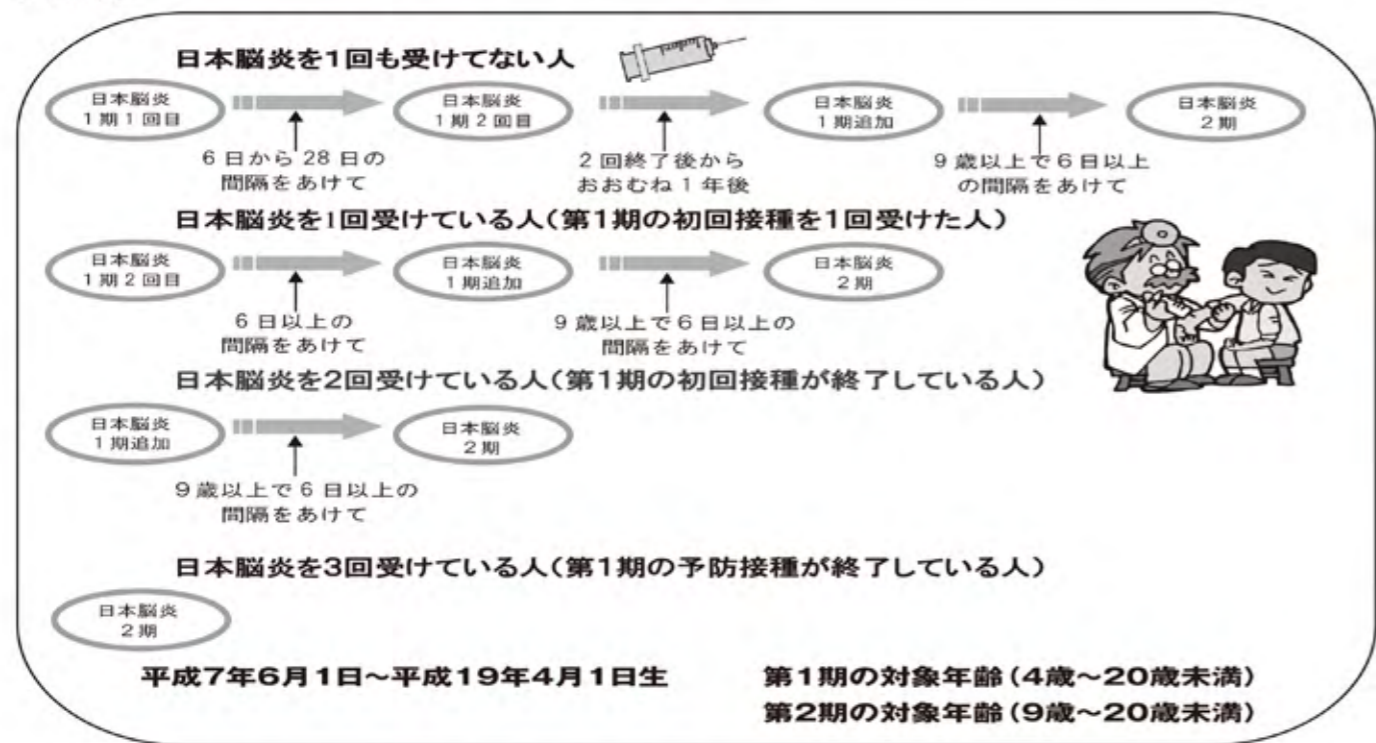
【日時】8月27日(土)・28日(日) 開場14:00 開演17:00
 【場所】西原マリンパーク
 【後援(予定含む)】西原町・与那原町
 沖縄県・(財)沖縄観光コンベンションビューロー
 【料金】ブロック指定(各日)8,000円(税込)
 3歳以下入場不可、4歳以上大人料金。
 雨天決行、荒天中止
 【チケット販売】一般発売7月31日(日)朝10時より
 ●ローソンチケット ●チケットぴあ
 ●イープラスにて発売開始!
 【お問い合わせ】ピーエムエージェンシー
 TEL 098-898-1331

予防接種についてのお知らせ

日本脳炎予防接種は、日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに平成17年度から平成21年度まで、積極的な勧奨は行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、平成22年度から接種の案内を再開していますが、平成17年度から21年度の間にご案内できなかった方で、未接種者が多くいます。

そこで、ご案内のできなかった**平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれ**の方に対しては、20歳未満の間であれば、日本脳炎の予防接種を受けることができるようになりました。

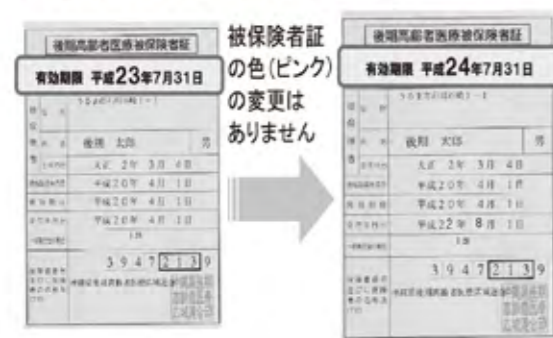
母子手帳を確認していただき、日本脳炎の予防接種が完了していない方は、下記の表を参考に接種するようにお願いします。



お問い合わせ 福祉部福祉課 母子保健係 ☎945-5311

長寿医療（後期高齢者医療）制度 被保険者の皆様へ

平成23年8月から
被保険者証が切り替わります
(有効期限が平成24年7月31日となります)



新しい被保険者証は、7月下旬までに、郵送します。
(保険料の納め忘れのある方につきましては窓口交付となります)

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 後期高齢者医療給付係 ☎945-4791 (内線152)

固定資産税の課税誤りについて(お詫び)

～町長・副町長を減給、職員を口頭注意～

去る3月に、固定資産税の家屋に対する課税で、一部事務処理に誤りがあったことが判明し、4月に追加徴収と還付処理の通知を行いました。町民の皆様並びに納税者の皆様には、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、改めて深くお詫び申し上げます。固定資産税は、3年ごとに実施する評価額の見直しを行いますが、この度の誤りは、平成21年度の評価替えにおいて、家屋の課税処理で最新の再建築費点数を計算するときの条件設定によるものであります。

この件に関し、町政を預かる責任者として一定のけじめが必要と考えております。そこで、その道義的責任において私(町長)の給料月額を5%の3ヵ月減額するとともに、副町長の給料月額を3%の3ヵ月減額することといたしました。また、職員も指導上の措置として口頭注意したところであります。

常に厳正でなくてはならない地方税の課税業務における課税誤りであり、町政への信用を失墜させた責任で、今回そのような処分を科したところであります。

今後は、このようなことが二度と起こらないように、事務処理体制に万全を期し、納税者の皆様並びに町民の皆様の信頼回復を図るべく全力を尽くして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

西原町長 上 岡 明

「西原町暴力団排除条例」を制定しました

西原町における暴力団排除活動を推進するため、平成二十三年七月一日から「西原町暴力団排除条例」が施行されました。

この条例では次のことが定められております。

- ◆町と町民及び事業者の責務
- ◆町の事業や施設への措置
- ◆町における町民等への支援
- ◆暴力団員等への利益供与の禁止

県内においても暴力団による不当行為により安全な生活環境が脅かされる状況があります。

地域や職場から暴力団を排除して安心安全な生活を守りましょう。

暴力団に関する情報は浦添警察署にご一報ください。

☎945-01101



5月28日を中心に沖縄を直撃した台風2号は、5月としてはかつてない強い勢力を持ち、那覇市で最大瞬間風速55.3メートルを記録、町内でも多くの被害をもたらしました。町内の広範囲で停電が発生し、地域によっては翌29日午後まで復旧を要しました。また停電の影響で、4世帯が一時的に断水しました。

町内各地の道路では街路樹が折れたり倒れたりするなどして、各所で通行のさまたげとなりました。風に飛ばされた葉や枝が道路に散り、処理に時間を要しました。また、強風で車の横転やトタンの飛散が発生しました。幸いにも西原町ではけが人などの人的被害の報告はありませんでした。

今回は上陸の時期、規模ともに異例の台風になりました。しかし、本格的な台風シーズンはこれからです。シーズンを迎えるにあたり、一人ひとりが台風対策にしっかりと取り組むことが大切です。

強烈な風雨で、街路樹が根こそぎ倒された。(宇棚原)

防災一口メモ

台風シーズンに向けて！

～最新の台風情報を利用して災害に備えましょう～

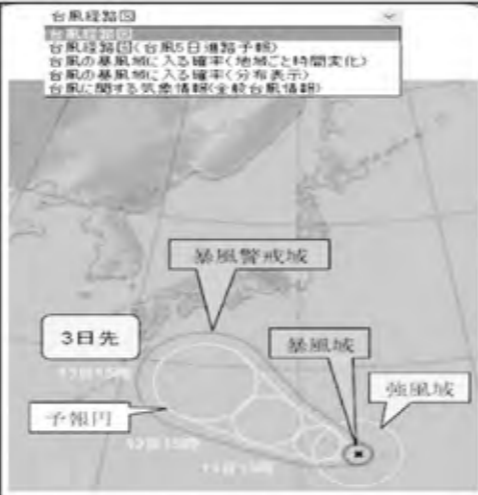
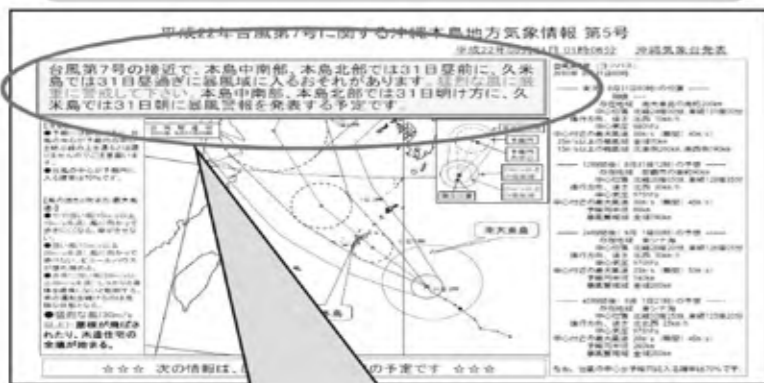
今年もいよいよ本格的な台風シーズンに入ります。気象台では、台風の影響が予想されると、「台風に関する気象情報」などを発表します。台風の接近や通過時には大きな被害が発生するおそれがありますので、テレビ、ラジオ、インターネットなどから情報を入手し、早めの対策を心がけましょう。

※ 沖縄気象台HPからの入手方法 アドレス(<http://www.jma-net.go.jp/okinawa/>)



気象情報 (例：沖縄本島地方気象情報)

台風情報 (例：3日先まで)



台風に関する気象情報では、
 ・防災上の注意や警戒を要する事項
 ・今後の風・雨等の予想
 ・暴風など警報発表の可能性などについて、文章や図表でお知らせします。

台風経路図や台風進路予報(5日先まで)、台風の暴風域に入る確率などが確認できます。

東日本大震災被災者見舞金について

東日本大震災により甚大な被害を受け、本町に避難を余儀なくされた被災者に対し、必要な援護を行うため以下に該当される方に災害見舞金を支給します。

◎東日本大震災により被害を受け、罹災証明書または被災証明書を有する方で、本町に1ヶ月以上居住した方に対して、見舞金50,000円を支給します。

持参するもの

- ① 罹災証明書または被災証明書
- ② 運転免許証等の身分証明書
- ③ 住所登録をされていない方は、居住開始日が分かるもの(領収書、アパートなどの契約書など)
- ④ 口座振込を希望する場合は、その通帳
- ⑤ 印鑑(認め印)

お問い合わせ 福祉部福祉課社会福祉係 ☎945-5013 (内線121)

たくさんの善意に感謝!

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区(上岡明分区長)では、これまでたくさんの個人・団体・企業から義援金の寄附を受けました。これまでお寄せいただいた義援金は**12,388,652円**(6月15日現在)となっています。寄せられた義援金に対し、心より感謝申し上げます。義援金は全額、日本赤十字社を通じて、被災者へ送られます。

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区(西原町役場・西原町商工会)(5/18～6/15受付分)(総額:11,504,064円)

名称	金額(円)	名称	金額(円)
西原町生活研究会	17,000	第4回チャリティー公演	
幸地友の会	30,000	上江洲彦一民謡地謡研究会	42,347
三善建設(株)社員	22,167	沖縄道路興業(株)	10,000
白河模合同	23,000	海鮮居酒屋 大漁屋	10,000
コールにしはら(合唱サークル)	6,300	金秀建設㈱	5,000
西原ライオンズクラブ	50,000		

沖縄県共同募金会西原町共同募金委員会(西原町社会福祉協議会)(5/18～6/15受付分)(総額:884,588円)

名称	金額(円)	名称	金額(円)
(有)三和アルミ	10,000	(有)朝日ハウジング	5,000

6月号3ページ「沖縄県共同募金会西原町共同募金委員会受付分」の表中で紹介した「日の出鉄工(株)」は「日之出鉄工(株)」、「CARSHOP フェリス」は「CARSHOP フェリス」の誤りです。訂正しお詫び申し上げます。

義援金は引き続き募集を受け付けています。みなさまのご協力、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ：福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 (内線121)

西原町の善意を、被災地へ!

東日本大震災が発生して以降、多くの義援金が町に寄せられました。そこで日本赤十字社沖縄県支部西原町分区長を務める上岡明町長が、6月21日に県支部を訪れ、西原町を代表して義援金を渡しました。義援金は募金箱をはじめ、自治会や民間、団体などから集まった募金11,523,942円に、6月定例議会の補正予算で可決された町の予算から200万円を加えた13,523,942円になりました。上岡町長は「町民の大きな協力でたくさんの義援金を集めることができた」と報告。日本赤十字社沖縄県支部の比嘉祐一郎事務局長は「多くの義援金に感謝している。」と述べ、「沖縄県支部ではこれまで被災地へ39名の職員を派遣してきたが、これからも支援は必要。派遣費用の財源にあたる赤十字社資も引き続きお願いしたい。」と要請しました。



国民健康保険税について

◆**介護保険について**…介護保険第2号被保険者(40歳以上～65歳未満)は、従来の医療分国保税に加えて介護保険料を納めます。(資格を取得した翌月には更正された納付書が送付されます。)

◆**納税義務者について**…世帯主が国保へ加入していない場合でも、国保税の納税通知書は世帯主に送付されます。これは国保税が世帯毎に課税され、法的に世帯主が納税義務者となるよう定められているためです。(ただし、国保税がかかるのは加入者のみです。)

◆**軽減について**…税の負担の公平化を図るため、未申告の方は町税務課にて申告を行ってください。世帯の総所得が一定金額以下の場合、国保税の均等割、平等割が軽減されますが、世帯全員の申告が条件となっていますので未申告者がいると軽減が受けられなくなります。

◆**非自発的失業者の軽減について**…リストラ等で職を失った失業者については、次の(1)または(2)に該当する場合は、失業時から翌年末までの間、前年所得の給与所得を100分の30として国保税を算定します。雇用保険受給資格者証の12 離職理由欄に(1)または(2)の離職理由コードが記載されている方が対象です。離職票をハローワークに提出する際に離職理由コードを教えてもらうこともできます(本人確認)。

(1) 雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した者。)

離職理由コード(11、12、21、22、31、32)

(2) 雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了等により離職した者。)

離職理由コード(23、33、34)

※国保窓口での軽減措置申請時には、雇用保険受給資格者証原本の提示が必要となります。

◆**減免について**…災害等のほか、会社の倒産や失業、病気療養等の理由により所得が減少し、国保税の納付が著しく困難で、かつ、次の1、2いずれにも該当する世帯は、国保税の所得割額の減免申請ができます。その後、審査を経て決定します。

本申請は**申告時期(毎年2月15日～3月15日期限厳守)**に受け付けますが、所得減少の見込みがある方は、**早めに仮受付を済ませておくこともできます。**

(1) 前年中の世帯合計所得が600万円以下(災害等の場合は、1,000万円以下)のとき。

(2) 前年中の世帯合計所得と今年中の世帯合計所得を比べ30%以上減少しているとき。

高齢受給者証をお持ちの方へ



今、お持ちの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までの期限ですので、新しい受給者証を、今月中に自宅へ送付します。

8月からの病院での受診時は、新しい受給者証を提示するようご注意ください。病院での医療費の自己負担額は、1割(現役並みの所得がある人は3割)となります。

※制度改正により平成23年4月から、70歳以上75歳未満の方のうち現役並み所得者以外は、お医者さんにかかったときの自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、この改正が凍結され、平成24年3月まで1割に据え置かれます。8月を過ぎても受給者証が届いていない場合は、下記までご連絡ください。

入院中の食事代の減額証の更新は、8月1日からはじまります。

国保世帯全員が**住民税非課税**の世帯は、入院時に食事代が減額されます。

すでに、減額証をお持ちの方が再度申請をする場合は、8月に国保係窓口にて手続きしてください。

お問い合わせ: 福祉部健康推進課 国民健康保険係 ☎945-4791 (内線153・154・155)

◆**平成23年度国民健康保険税(以下、国保税)**…平成23年4月分から平成24年3月分までの国保税のことをいいます。年度の途中で加入した場合は、加入した月から平成24年3月分までの国保税が課税されます。(対象年齢は0歳以上～75歳未満)

◆**納期**…年度の途中で国保へ加入した場合は、年税額を月割計算して税額を確定し、届出のあった翌月から残った納期での納付となります。

◆**国保税の納め方** ※普通徴収と特別徴収で支払方法が分かれます。

特別徴収 (年金天引)	仮徴収			本徴収		
	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

☆65歳以上～75歳未満の方のみの国保加入者世帯は国保税が**年金天引き**となります。ただし、年額18万円未満の年金受給者の方や、介護保険料と合わせた国保税額が年金額の1/2を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等により納めることになります。

☆窓口での手続きにより、**年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更**することができます。その場合、社会保険料控除は支払った方(口座名義人)に適用されます。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4	1/31	2/29

☆年金天引き以外の世帯は、納付書や口座振替などにより納めていただくことになります。

☆**国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。**

☆納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

☆お支払いは口座振替も利用できますので、役場窓口及び各銀行窓口でお申し込みください。また、事情により納期毎の納付が困難な方は分割納付も可能ですので、国保係窓口にてご相談ください。

納期限が過ぎた納付書ではお支払いできません。期限が過ぎた場合はお手数ですが、福祉部健康推進課窓口までお越しください。

◆**国保税のきめかた**…次の項目の合計額が国保税額となります。

(医療分) 限度額=510,000円

項目	内容	金額及び税率
所得割額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の7.0%
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算	加入者1人につき17,000円
平等割額	1世帯いくらと計算	1世帯につき20,000円

(介護分) 限度額=120,000円

項目	内容	金額及び税率
所得割額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の1.35%
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算	該当者1人につき5,500円
平等割額	1世帯いくらと計算	該当世帯1世帯につき3,300円

(支援分) 限度額=140,000円

項目	内容	金額及び税率
所得割額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の1.95%
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算	加入者1人につき4,000円
平等割額	1世帯いくらと計算	1世帯につき6,000円

☆平成20年度から75歳以上の方々を支援する後期高齢者支援金が国保税に加わりました。



お父 Ring 沖縄共同代表イクメン保健師 育児研修報告書 vol.1

みなさま、初めまして。私は西原町役場福祉部健康推進課で、町民のみなさまの健康づくりを担当しています保健師の熊本と申します。私は平成22年の10月から半年間育児休暇をいただきました。0歳児との半年間の生活は大変だけれど、何事にも変えがたい幸せな体験でした。そして、4月に職場復帰した際に、育児研修報告をしていたところ、不思議な縁で広報にしはらに書いてみませんかとお話をいただきました。というわけで、世の男性が義務感ではなく、楽しみながら育児に目覚めるきっかけになればと思います、4回に分けてお話ししたいと思います。

第一回目 育休に入る前の話

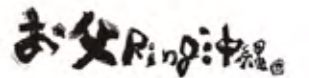
私が育休を申請したのは、世の中がイクメンブームなので、そのブームにのりたいと思ったわけではなく、いずれ乳幼児健診の担当になったときに、仕事に役に立たないという不純な動機でした。とはいうものの、これまで西原町役場では、男性で育休をとった人はおらず、周りに相談できる人もいないので、いったいどうしたらいいのだろうと心配でいっぱいでした。

というわけで、まずは、理解してくれる人を増やそうと妻の妊娠が発覚したときから、周囲や上司に、育休に協力してほしいとお願ひに行きました。しかし同時に、当時の私の頭は仕事一色で、周りの人へ迷惑をかけてしまうのではないかとこのことを気にしていました。

そして、待ちに待った第一子が生まれるのですが、相変わらず仕事上で気になることがいっぱい、朝から晩まで、そして土日も仕事で、子供や妻のそばにはいませんでした。家に帰っても晩ご飯を食べたら、ちょっと子供と遊んで、お風呂に入れ、あとは、妻に任せてゲームやパソコンに向き合うという日々で、本当に育休をとる気があるのかという日々を過ごしていました。

そんな毎日を送っていたのですが、ついに、育休取得予定日まで一ヶ月のこと。妻から、育休中あかちゃんの面倒をみる事ができるかどうかというテスト(半日 子どもと二人で過ごす)を言い渡されました。正直にいうと、半日ぐらい大したことはないだろうと考えていたのですが、ママが「じゃあ〜ね」と、視界から消えた瞬間から、スイッチが入ったように子供が大泣き。私は、だっこしたり、ミルクをあげてみたり、散歩にいったりするのですが、一向に泣き止む気配がなく、ただただあたり一面に泣き声が響き渡るばかり。私は、「こんなに泣かせていたら、児童虐待と間違われるかも」と、そそくさとアパートに入り、あとは早く泣きやんでもらえるように、神様に祈ってました。そんな神様への願ひは一時間後に聞き入れられるのですが、わずかに半日で、子育ての洗礼?を受け、妻にどうだった?と聞かれても、「大丈夫」と強がってはいたのですが、正直、育休なんて取らないほうがいいかとも思っていました。

次号 第2回目へ 続く



熊本 浩平 (西原町役場 健康推進課勤務 保健師) 妻と1才児(男)と3人家族
子育てを楽しむパパの会 お父 Ring 沖縄共同代表 (ブログ: <http://ikmen2011.ti-da.net/>)

固定資産税は 8月1日(月)が 納期限です

平成23年度固定資産税2期分の納期限は8月1日です。納め忘れのないよう、よろしくお願ひします。

4月から、納付期限を1日でも過ぎた納付書は、金融機関で取り扱いができません。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。口座振替の申請書は、町内の各金融機関か税務課窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成23年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
固定資産税		5月2日	8月1日	12月27日	平成24年2月29日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ/総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

「まちづくり基本条例」の制定に向けて 「まちづくり基本条例」を聞かせる 「まちづくり基本条例」を聞かせる



西原町では、住民(事業所も含む)、議会、行政がまちづくりについて話し合い、今後の西原町の理念や制度を定め、まちづくり基本条例」の策定を目指しています。町民がまちづくりに関心を持つことを目指し、5月12日から26日の間、3回にわたって講座を開催、のべ131名が参加しました。



島袋 純
琉球大学教授

「まちづくり基本条例」の策定に向けて

第1回の町民講座は5月12日、島袋純琉球大学教授を講師に招いて行われました。これまでの行政運営の構造と課題を踏まえ、今後、地方自治体が歩むべき方向性を考える機会となりました。

○ 総合計画とは?
自治体の今後10年間のまちづく



上間町長

「西原町のまちづくりの現状と課題」

「これからは地方自治体が課題解決に向けて政策を立案、実施する能力が必要。そのために自ら答えを生み出す住民と職員の育成が求められる。自治基本条例とは、そういった主体的な目標設定と問題解決のできる地域を目指した、新しい自治基盤を示したものだ。」

第2回の町民講座は5月19日に開催され、上間町長が講師とし



石原 絹子さん

「最先からまちづくりに」

「国際化や産業構造の変化など、さまざまな社会構造の移り変わり、少子高齢化・人口減少社会への対応、地方分権化、危機管理体制の確立が求められる。」

最後の講座となった第3回は5月26日、コミュニティおきなわまちづくり(株)代表の石原絹子さんを講師に迎え、まちづくりへの住民参加について講義が展開されました。石原さんは最初に、ゲ

て登壇しました。西原町の地勢や歴史を説明した後、町長の立場から西原町の現状と課題、まちの将来像を講義しました。

上間町長は「厳しい経済情勢の中、行政サービスを低下させずに住民に提供するためには、住民と一体となったまちづくりが必要となる」と、これからの西原町を展望しました。

○ 平成23年度は「西原町まちづくり基本条例」の制定など16の主な新規事業をはじめ、多くの主要事業に取り組み。今が行政主導から町民と行政の協働のまちづくりへのターニングポイントと考えている。

○ 自治基本条例とは何か?
「これからは地方自治体が課題解決に向けて政策を立案、実施する能力が必要。そのために自ら答えを生み出す住民と職員の育成が求められる。自治基本条例とは、そういった主体的な目標設定と問題解決のできる地域を目指した、新しい自治基盤を示したものだ。」

ムやアンケートを行い、出席者が一緒に参加する和やかな雰囲気を作りました。

石原さんはこれまでさまざまな組織やNPOなどでまちづくりに関わってきた経験があります。その実績に基づいた石原さんの話に、多くの出席者から共感が上がり、まちづくりという大きなテーマに対し、「できることを考えたい。」

○ 西原町の特徴・状況の変化
西原町は沖縄中南部の中継地点。文教のまち、歴史文化のあるまち。都市化や開発の波が押し寄せ、移住民が増加。沖縄県は本土との格差からの自立を求めています。新たな振興計画などの動きがある。日本は情報化、ニーズの多様化、少子高齢化が進む。地球規模では環境・エネルギー・食糧問題などが存在する。

○ 石原さんの実践するまちづくり
近所や地域の自治会と協力して、自宅周辺から花壇を広げていった。こうして周りの人と相談し、協力して地域のために何かに取り組むことが一つの協働ではないか。足元から、できることから始めよう。

「町民講座を通じて、それぞれの立場で協力し、協働でまちづくりを考えることの必要性が示

された。出席者からは、「課題を共有し、解決に向けて話し合うこと」や「町民が積極的に関わること」の重要性を感じたという声や「行政が補助・支援する」という考えでなく、自分たちが参加する「一歩」という意見があげられました。防災や子育てなど、具体的な分野に関する提案もあり、参加した町民が西原町に對しさまざまな課題を感じていることが見て取れました。また、「もっと学習の機会が欲しい」という熱い感想も寄せられました。

まちづくり基本条例の策定にあたっては、役場と町民、議会が参加し、ともに考えたものを条例作りに反映することになっていきます。今後は条例作りに向けた議論をするまちづくり町民会議がスタートします。

なお、まちづくり町民講座全3回分の講演録を西原町のホームページで公開しています。出席できなかった方はぜひご覧ください。



【まちづくり基本条例に関するお問い合わせ】
総務部 企画財政課 担当(富原・平良)
TEL945-4533 FAX946-6086
E-mail:r1117ht@town.nishihara.okinawa.jp

《介護保険料の納め方（特別徴収と普通徴収）》

- 年間の年金額が18万円以上ある方
 - 年金から介護保険料が天引きされます。（特別徴収）
- 年間の年金額が18万円に満たない方
 - 納付書（もしくは、口座引き落とし）で、介護保険料を納めます。（普通徴収）
- 年度中に65歳になった方（資格到達者）もしくは年度中に西原町に転入してきた方
 - 納付書（もしくは、口座引き落とし）で、納めていただきます。（普通徴収）
 - ※以降、おおむね半年から一年で「特別徴収」に切り替わります（普通徴収→特別徴収）

※ 以下の場合、年金額や資格到達後に関らず、一時的に普通徴収に切り替わります。

- 現況届の提出遅れにより、年金の支給がなされなかった時
- 年度途中で、保険料額や年金額が変更になった時
- 年金を担保にした時
- 年金をもらっていない時

《介護保険料の納期（特別徴収と普通徴収）》

特別徴収：納期は、年に6回（年金が支給される月）となっています。
 普通徴収：納期は、年に8回（平成23年7月から平成24年2月まで）となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

- ※平成22年度から継続して特別徴収の人、または4月から特別徴収が開始された方の介護保険料は、
 「4月・6月・8月（仮徴収期）」と「10月・12月・2月（本徴収期）」に区別されます。
- ①平成23年の4月・6月は、平成23年の2月に引かれた介護保険料額と同額になります。
 - ②平成23年の8月以降の介護保険料は、年間の保険料額が確定後、年間の保険料額から、すでに納めていただいている金額（4月・6月）を引いた残りの金額が振り分けられて、引かれます。

お問い合わせ：福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013（内線：194・195）

保健師 だより **65歳以上の方 必見!!** **「介護予防事業」をご存知ですか？**

介護予防事業とは「65歳以上で要介護等認定を受けていない方を対象とした運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防等に取り組む事業」のことです。
 西原町が実施している介護予防事業の一部をご紹介します。
 今、開催している教室は2つあります。

◇「**がんじゅう教室**」運動強度：強
 →比較的元気な高齢者を対象に、筋力の向上・維持を目指し、自立した生活が継続できる様に支援する教室です。

◇「**貯筋クラブ**」運動強度：中～弱
 →「歩くことが前よりもつらくなった」「15分ぐらい続けて歩くことができない」など、運動器機能の低下が予想される高齢者を対象に、主に筋力アップの体操などを行い、介護予防を支援する教室です。

上記の2つの教室では、週に1回いいあんべ一家に集まって、専門職の指導のもと、ストレッチや家庭でできる筋力トレーニングなどを行います。参加の要件や運動強度等によって上記のいずれかに参加することができます。

上記の教室の内容には、運動器機能向上の他にも、栄養改善・口腔機能向上・認知症予防など、盛りだくさんの内容で開催しています。興味がある方は、お気軽にいいあんべ一家または役場の介護支援課までお問い合わせください。

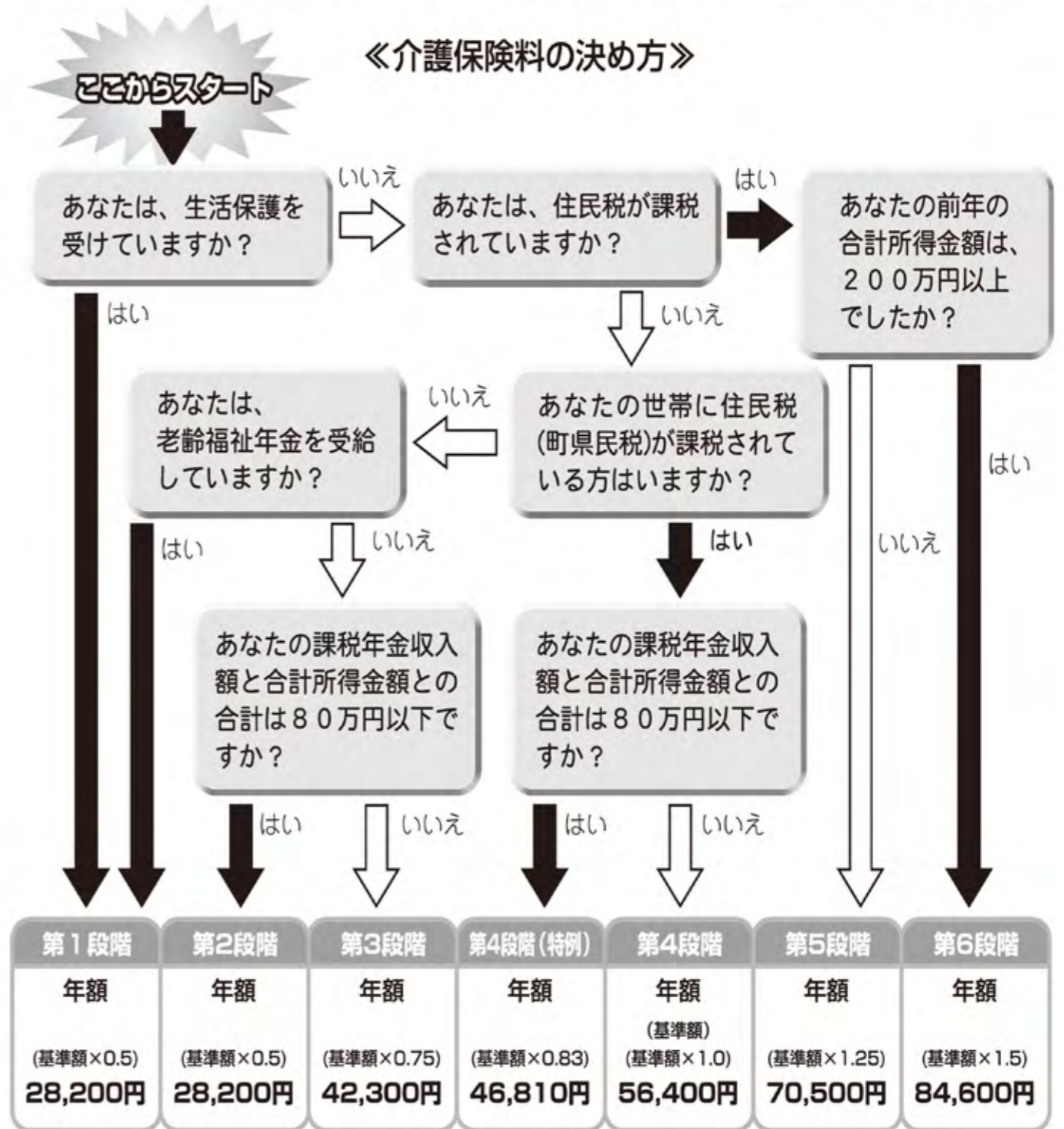
お問い合わせ ◆いいあんべ一家：946-1734 ◆西原町役場 福祉部介護支援課：945-5013

平成23年度の西原町の介護保険料

～65歳以上の方(第1号被保険者)について～

- 介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支えるため、必要な費用を「保険料」と公費（税金）でまかないます。
- 『65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額』は、西原町介護保険サービスの給付費に応じて決まります。平成23年度の基準額は、56,400円となっています。
- 保険料は、平成22年中の所得などに基づいた所得段階別の金額となり、個人ごとに決められます。

《介護保険料の決め方》



元プロ野球投手、安仁屋宗八さんの クラブチームが西原で始動 —西原マリパーク安仁屋ベースボールクラブ—

広島東洋カーブなどで選手・コーチとして活躍した安仁屋宗八さんが監督を務める「西原マリパーク安仁屋ベースボールクラブ」が、西原マリパーク(宇東崎)を本拠地として結成されました。

このチームは、これまで安仁屋さんが監督として率いていたクラブチームに対し、西原マリパーク指定管理者の(株)クリード沖縄が支援を申し出て結成が実現。代表を務める玉城芳信さん((株)クリード沖縄代表取締役社長)は「地域や行政と協力して地元密着のチームを作りたい。」とチームの今後の抱負を語りました。

また、5月28日には西原マリパークで入団テストが行われ、関係者が応募者のプレーを厳しくチェックしました。投手テストでは、安仁屋さんが直接一人ひとりにアドバイスを送る場面も。指導を受けた参加者は「弱点をすくさま指摘し、気づかない部分に的確なアドバイスをいただいた。すごく嬉しい。」と感動した様子でした。



金秀グループ等が3団体へ寄附

金秀グループ(呉屋守将会長)の創業64周年を記念し、5月27日に寄附金の贈呈が行われ、町人材育成会(会長・上岡町長)へ100万円、町社会福祉協議会(新川善昭会長)へ30万円が贈られました。また、金秀グループの創業者で字我謝出身の呉屋秀信さんは、母校の西原中学校(平良嘉男校長)へ30万円を教育資金として寄附しました。上岡町長は「貴重な浄財を大事に使わせていただく。」と感謝し、代理で出席した佐久本聡教頭は「学習用に作った西原中オリジナルノートをたくさん製作したい。」と喜びを述べました。

金秀グループ創業64周年記念寄附金贈呈式



まちの話題

東崎地区に新しい 自治会組織が発足

マリパーク内にある東崎地域の住民が、4月1日に設立総会を開催、新しく東崎自治会を結成しました。東崎自治会は、行政区は兼久に属しますが、昨年11月に実施した地域清掃がきっかけで自主的な自治組織を作る動きが始まり、結成に至ったそうです。東崎自治会は地域の約7割に当たる49世帯が会員に加入し、今年度は清掃活動や交流会などの事業を計画しています。自治会長に就任した宮平友博さんは、東崎に住み始めて近所付き合いや子どもとの触れ合いの重要性を感じていると話し、「できたばかりで大きなことはできないが、できることからゆっくりと歩んでいきたい。自主的な地域組織として兼久自治会と連携し良好な関係を築いていきたい。」と今後の抱負を語りました。



「水は限りある資源です」 節水パレードで呼びかけ

水道に対する理解と関心を高め、水資源の大切さと節水を呼びかけることを目的に、町上下水道課と町管工事協同組合(呉屋信秀理事長)が6月1日、節水パレードを行いました。パレードの出発式では呉屋理事長が「町民へ、限りある水資源を大切に使うようアピールしよう」とあいさつしました。5月末に県内を縦断した台風2号の片付けなどで、一時的に水の使用料が大幅に増えたこともあり、11台の車両がアナウンスとともに町内を巡回し、節水などを呼びかけました。



収納対策で一斉電話催告を実施

国民健康保険税や保険料などの徴収強化のため、福祉部では、5月16日から20日までの特別対策期間と位置づけ、一斉電話催告などに取り組みました。町では、国民健康保険税が平成21年度までの累計で8億円余りの赤字を計上。22年度では一般会計から2億円の繰り入れを実施したほか、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料でも滞納があるため、厳しい財政運営を強いられています。その解消を図るため対策に取り組むことになり、16日には上岡町長や職員が未納分の催告を電話で呼びかけました。

上岡町長は「国民健康保険税や各種料金の滞納整理という課題は、難しい取り組みではあるが、長期的または悪質な滞納者には毅然とした対応が必要。住民負担の公平性を保ち、健全な行政運営のため、徴収体制の強化を図りたい。」と対策強化を述べました。

なお、このたびの収納対策により国民健康保険税約280万円、介護保険料約15万円、保育料約32万円などの徴収がされました。



学校と地域のネットワークづくりを目指して、CAT西原が幕開け公演を開催

音楽や芸術に触れながら学校、地域、子どもたちの交流・情報交換の場を作ろうと、CAT西原が結成され、5月19日に西原中学校で幕開け公演が開催されました。西原中美術部が作成した舞台板などで飾られた会場にたくさんの観客が訪れ、舞踊やアカペラ、合唱などを鑑賞しました。

西原中学校や同PTAなどで構成されたCAT西原は、コミュニティ(地域)、アート(芸術)、シアター(劇場)の頭文字を取って名付けられたとのこと。今年度は幕開け公演を皮切りに、夏休みのサマーコンサート、クリスマスコンサートなどを予定、季節感を感じる事業を計画しています。

CAT西原会長の与那嶺絹子さんは、昨年西原中を拠点にした学校支援ボランティアのコーディネーターを務めており、そこで構築されたボランティアのネットワークの協力で幕開け公演が実現したとのこと。与那嶺さんは「これをきっかけに、学校が地域の拠点のひとつとして、互いの関係づくりを広げ、保護者や地域と連携して子どもたちが安心して育つ環境を作ることを目指したい。」とこれからの抱負を語りました。



西原なぎなたクラブの小学生が大活躍!

第28回沖縄県小学生・中学生なぎなた大会が5月22日、与那原中学校体育館で開催され、各競技で西原なぎなたクラブ所属の小学生が好成績を残しました。キャプテンの花城琴乃さんは「先生から教わったことがきっちりでき、たくさんのメンバーがいい成績を残せて嬉しかった。」と喜びを語りました。各競技の成績は以下のとおり。(敬称略)

<演技競技>

小学5・6年生の部 [優勝] 喜久山彩恵(西原小6年) 瀬長桃子(西原小6年) [3位] 花城琴乃(西原南小6年) 宮城奈々音(西原小6年)、石原かのん(西原東小5年) 石川菜々子(西原小6年) / 小学3・4年生の部: [2位] 新川珠羽(西原東小3年) 奥山瑛梨南(真嘉比小)

<個人試合>

小学3年生の部 [3位] 新川珠羽 / 小学5年生の部 [2位] 石原かのん [3位] 安次嶺心(西原東小5年) / 小学6年生の部 [優勝] 瀬長桃子

<団体試合>

[2位] 西原なぎなたクラブA(喜久山彩恵・瀬長桃子・花城琴乃・玉那覇優風)



参加者募集

第11回 ファイヤーフェスティバル

消防・救急・救助を実際に体験し、
消防職員と触れ合いながら防災を学ぼう！

【日時】8月21日(日)10:00～13:00
 【場所】東部消防組合消防署構内(与那原中央病院向かい)
 【対象者】西原・与那原・南風原町内の小学生と親子
 【実験項目】①放水体験 ②はしご車乗車体験 ③救助体験
 ④濃煙体験 ⑤救急法体験 ⑥消火器体験
 【申込・問合せ】東部消防本部総務課 ☎945-2200
 【受付期間】7月25日～8月12日(土日・祝日を除く)



愛の贈り物

暖かい心遣い深く感謝申し上げます。

<西原町人材育成会への寄附>

- ・東洋コンクリート(株)(代表取締役新垣一明)より20万円
 - ・美厚造園土木(代表者宜野座康弘)より10万円
 - ・西原町電設会(塩川實隆会長)より20万円
 - ・(株)濱設計(代表取締役濱川満秀)より10万円
 - ・西原町管工事協同組合(呉屋信秀理事長)より10万円
 - ・西原町建設協力会(宮里佳斉会長)より20万円
- 寄せられた善意は町人材育成会の諸事業に活用します

<障害児保育事業への寄附>

- ・小波津進(字翁長)様より子ども手当受給分156,000円(平成22年4月～23年3月)を寄附。寄せられた善意は西原町の障害児保育事業に活用します。

<ふるさと納税の寄附>

事業種類「都市基盤等、住環境整備のための事業」

- ・稲福清孝(石垣市)様より5,000円
- ・知念盛安(浦添市)様より5,000円
- ・平良興二(浦添市)様より5,000円
- ・識名雅和(宜野湾市)様より5,000円

の寄附がありました。「都市基盤等、住環境整備のための事業」に活用します。



年金についてのお知らせ

23年度一般免除・若年者納付猶予 受付開始!



国民年金保険料を納めることが困難な方のために、申請に応じて保険料の全額または一部が免除される制度や、30歳未満の方のために保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。保険料を未納のままにしておくと「もしも」のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。また、免除された期間は将来の老齢基礎年金を受け取るのに必要な受給資格期間に算入されますので、(受け取る年金額は一部減額されます)納めることが困難な場合は、申請をしましょう。

※保険料一部免除の場合は、減額後の保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いとなります。(平成23年度の保険料は、月額15,020円ですので、1/4免除該当の場合は月額が11,270円となります。)

持
つ
て
く
る
も
の

- 1 年金手帳
- 2 印鑑
- 3 失業の場合は、雇用保険受給資格者証または離職票の写し(公的機関が発行したもの)
- 4 平成23年1月2日以降転入の場合、平成23年度の所得証明書
- 5 代理申請の場合は、委任状(同一世帯でない場合)及び代理人の身分証明書(免許証、健康保険証等)

※平成22年度(H22.7～H23.6)の一般免除・若年者納付猶予の受付期限は、平成23年7月29日までです。まだ申請をされていない方は、早めに手続きをしてください。

◆7月は障害基礎年金定時届の提出月です◆

障害基礎年金の受給者で、年金コード(ご自身の年金証書で確認できます)が2650と6350の方は、所得制限が設けられています。所得確認のために、7月上旬に【受給権者所得状況届】が送付されますので、**7月29日までに**福祉部福祉課国民年金係に提出するようお願いいたします。提出が遅れた場合、年金の支給が停止になることもありますのでご注意ください。

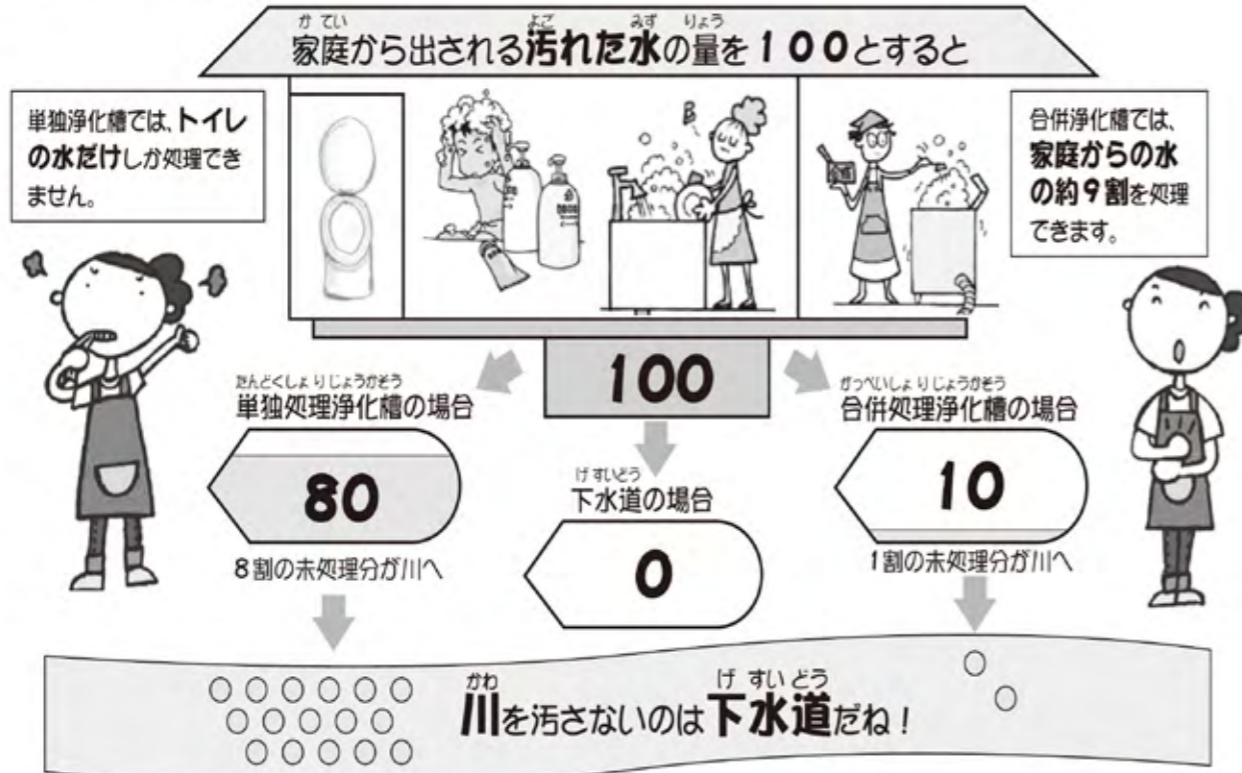
※平成23年1月2日以降に転入された方は、平成23年度の所得証明書も必要です。

福祉部福祉課国民年金係 ☎945-5311(内線121)

◎下水道に接続しよう

下水道は、家庭から出た生活排水をもとのきれいな水にしてくれます。

西原浄化センターの完成に伴い、一部の地域で下水道が使用できるようになっています。今後、年次ごとに整備を進め、供用開始区域を増やしていきます。お住まいの地域が下水道処理区域になりましたら、きれいな川を取り戻すため、早めに下水道への接続を行いましょ。



【お問い合わせ】建設部 上下水道課 下水道係 ☎945-4934(内線606)

7月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
7/3	日	住民健診	未受診者	中央公民館	ホール	9:00～10:00
7/7	木	3歳児健診	H20.3.1～H20.3.31	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
7/10	日	あがりティードアウォーキング	関心のある方	あがりティード公園		8:00～
7/14	木	1歳半健診	H21.11.11～H21.12.10	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
7/22	金	子宮頸がん・乳がん検診	子宮頸がん：20歳以上の女性 乳がん：40歳以上で事前申込をされた方	中央公民館	ホール	13:30～14:30
7/25	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:30
7/26	火	子宮頸がん・乳がん検診	子宮頸がん：20歳以上の女性 乳がん：40歳以上で事前申込をされた方	中央公民館	ホール	13:30～14:30
7/28	木	DT		中央公民館	ホール	14:00～15:00
7/31	日	乳児健診(午前)	H22.8.28～H22.10.21	社会福祉センター	全館	9:00～10:30
7/31	日	乳児健診(午後)	H23.2.27～H23.4.26	社会福祉センター	全館	13:00～14:30
8/3	水	ベビースクールI	H23.2.3.～H23.4.4	中央公民館	調理・和室	13:30～
8/4	木	3歳児健診	H20.4.1～H20.5.5	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
8/5	金	子宮頸がん・乳がん検診	子宮頸がん：20歳以上の女性 乳がん：40歳以上で事前申込をされた方	中央公民館	ホール	13:30～14:30

未承認の遺伝子組換えパパイヤの伐採にご協力を!!

沖縄県内で、未承認の遺伝子組換えパパイヤが混入し、栽培・流通している事例があります。今回発見された遺伝子組換えパパイヤ「台農5号」については、現在、国内での栽培・流通が許可されていません。遺伝子組換え「台農5号」を栽培することは違法になりますので、発見された場合はすみやかに抜き取り・伐採処分を行うようご協力ください。

「台農5号」の特徴として、他の品種と比較して葉柄が紫・赤色であることが挙げられます。(写真参照)ただし、葉柄が紫・赤色だとすべて「台農5号」ということではありません。苗や種子の購入履歴等により、「台農5号」以外の品種であることが明らかなる場合には、伐採処分を行う必要はありません。

なお、「台農5号」伐採による代替苗の提供を行っています。希望される方は、8月26日(金)までに建設部産業課(TEL 945-4540)までご連絡ください。期限を過ぎると代替苗の提供はできませんのでご注意ください。

ちなみに厚生労働省は、パパイヤ品種の安全性について、毒性や摂食による危害に繋がる情報は認められていないとの見解を示しています。処分方法や「台農5号」に関する情報その他不明な点等あればお気軽に産業課までお問い合わせください。

【パパイヤ品種「台農5号」の見分け方】

葉柄は何色ですか?

紫、赤色の場合



「台農5号」の可能性があります。

白、うす紫、緑色の場合



台農5号ではありません。

台農5号のその他特徴

1. 両性株と雌株があります。
2. 両性果実は長楕円形で、雌果実は丸形です。
3. 栽培環境や個体により、紫色、赤色の濃淡が出ます。

お問い合わせ 建設部 産業課 ☎945-4540



両性株



雌株

障害者自動車運転免許取得費・改造費の助成について

本町では、平成23年6月8日以降に普通自動車運転免許を取得された障害者の方、障害があるため自動車の改造が必要な方を対象とした助成事業を実施します(直接要した費用の3分の2以内、ただし、10万円を限度とする)。

対象者は、いずれも身体障害者手帳の交付を受けている方で、申請日の1年前から引き続き町内に居住し住民基本台帳に登録されている方です。免許取得費助成は上肢・下肢・体幹機能障害の程度が2級以上で就労等社会参加が見込まれる方です。改造費の助成は、上肢・下肢・体幹機能障害の方で、就労等のために自ら所有し運転する自動車(普通自動車、小型自動車又は軽自動車4輪以上のもの)の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある方となっています。

免許取得費の申請は取得後6ヶ月以内、改造費は事前申請となっています。所得制限等がありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013(内線191)



福祉部福祉課子育て支援係
☎945・5311

○心理士業務嘱託員
○学歴要件) 臨床心理士、もしくは臨床発達心理士の資格を有する者。

6月18日に開催された「内閣府御殿指定記念シンポジウム」

要予約 事前にお問い合わせ下さい! 自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク
フォレストアドベンチャー
FOREST ADVENTURE IN ONNA
 沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087
 (予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp
 (URL) http://www.forest-adventure-onna.jp
 事業主 **福山商事株式会社**

お知らせ

**西原町次世代育成支援
対策地域協議会委員の
募集について**

西原町次世代育成支援計画とは、将来を担う子ども達を安心して産み育てることができ、環境づくりの実現をめざし総合的、計画的、長期的に推進するための計画です。平成21年度に策定された後期計画(平成22年度、26年度)の進捗状況等を確認することにより、計画に沿った運営等が行われているかを協議するため、委員を公募します。

【募集人員】 1名
【応募資格】 西原町に住所を有する方で、子育て支援に関心がある方
【任期】 2年
【応募方法】 所定の応募用紙に記入の上、福祉部福祉課に提出。
 ※応募多数の場合は書類選考
【応募締切】 7月15日(金)
【決定通知】 本人に通知します。
【お問合せ】
 福祉部福祉課子育て支援係
 ☎945・5311

**西原町一般廃棄物減量
等推進審議会委員の募
集について**

西原町一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、町民をはじめ知識経験者、関係機関等の意見を集約し、基本計画に反映させるため、町民から委員を募集します。

【募集人員】 男女各1名
【任期】 2年
【会議回数】 3回程度
【問合せ・連絡先】 総務部町民生活課 環境保全係
 ☎945・5018

**西原町嘱託員の募集に
ついて**

○家庭相談業務嘱託員
【学歴要件】 児童福祉司、児童福祉主事もしくは児童福祉に関する経験及び知識を有する者。
【提出書類】 自筆履歴書一通(写真貼付)、児童福祉司資格証の写し、社会福祉主事任用資格要件を満たしている旨を証明する書類(卒業証明書、成績証明書等)
 ○心理士業務嘱託員
【学歴要件】 臨床心理士、もしくは臨床発達心理士の資格を有する者。

**平成23年度西原町
道路・河川愛護デーの
お知らせ**

明るく住みよい町づくりの一環として「道路、排水、河川愛護の心」を高めることを目的に、町民及び事業所等の参加のもと「道路・河川愛護デー(共同清掃作業)」を実施します。

【日時】 7月8日(金) 9:00~12:00
【共同作業実施箇所】 (1)町道内間小那覇線(2)小波津川2級河川
【主催】 西原町
【共催】 西原町産業通り会(社)西原町シルバー人材センター(協力団体)西原町婦人連合会
【問合せ】 建設部土木課
 ☎945・4415

「子どもが溺れた!その時お父さんはどうする?講習会」参加募集

夏休みを目前に、ご家族でビーチなどに出かける計画を立てられていると思います。そこで、お父さん(沖繩)では、「子どもが溺れた!その時お父さんはどうする?講習会」を開催します。さらさらビーチのライフセーバーを講師に、大切なわが子の命を救うため父親として身につけておきたいマリンスキーの基礎を学びます。多くのお父さんにご応募お待ちしております。

【日時】 7月10日(日) 8:45~15:00
【場所】 西原さらさらビーチ(西原マリナーパーク内)
【定員】 お父さんと子ども20組40名(応募多数の場合は抽選)
【申込条件】 「お父さん(沖繩)」への加入を希望するお父さん
【料金】 一人500円(交流会料金として)
【申込方法】 「ビーチレスキュー希望」と明記の上、「お父さん(沖繩)」世話人、玉那覇(atasyasuna@gmail.com)にメールで申込む。
【主催】 お父さん(沖繩)・西原町

**西原町農業委員会委員
選挙について**

任期満了(平成23年9月30日)に伴い、委員選挙が左記のとおり行われます。

西原町農業委員会委員選挙
【告示日】 平成23年8月30日(火)
【投票日】 平成23年9月4日(日)
 ○立候補予定者説明会
 出席は関係者2名以内
【日時】 平成23年8月4日(木) 13:30
【場所】 役場2階大会議室

環境保全係からのお知らせ

ちゅら島環境美化清掃活動へのご協力ありがとうございました。

去る6月11日に、マリンタウン地内あがりティータ公園付近において実施した「ちゅら島環境美化清掃活動」では、天候にも恵まれ、総勢479名の方々のご参加をいただき、清掃活動を無事に終了することができました。
 当日回収したゴミの量は2,820kgありました。参加くださいましたみなさんの大きな力に感謝しているところです。
 今後とも本町の環境美化清掃活動へのご協力よろしくお願いします。



ハブクラゲ発生注意報発令中

沖縄県の海にはハブクラゲが息しているため、例年6月1日から9月30日までハブクラゲ発生注意報を発令し、注意喚起を行っています。
 海水浴やマリレジャー等を楽しむ際は、ハブクラゲ防止ネットの内側で泳ぐ、お酢(食酢)を持参するなどの予防や対策を実践しましょう。



徘徊犬対策にご協力を!

沖縄県は、全国と比較して、人口に対する捕獲犬の割合が多い地域となっています。こういった状況は、狂犬病などの動物由来感染症の発生につながり、非常に危険な状態です。犬は、役場で登録し、飼育敷地内から逃げ出すことがないように繋いで飼育しなければなりません。ご家庭で犬を飼う際には、必ず役場に登録手続きをし、ロープ等で繋いで飼育してください。
 安全、安心なまちづくりのためにも、愛犬家のみなさんのご協力よろしくお願いします。
 なお、路上で徘徊犬を見かけた場合は、えさは与えず、役場又は警察署へ通報いただきますようお願いいたします。



総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

西原町給水工事指定店 水まわりの非常事態には
(有)ゆいまーる水道
 年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



『県産品使う「みんな」が主役です』 毎年7月は県産品奨励月間です。

国指定史跡内閣御殿の意義と新西原の町づくりが、特集番組で放送されます。シンポジウムに來られなかった方はぜひご覧ください。

【日時】7月17日(日) 16:00～18:00
【チャンネル】OCNデジタル707chまたはアナログ3ch

平成24年度東部消防組合職員採用試験のお知らせ
【職種】消防吏員
【採用予定人数】若干名
【第1次試験】9月18日(日)
その他の詳細事項については、8月2日(火)以降の沖縄県東部消防組合ホームページ及び西原町のホームページ等で確認してください。

民間開発予定地等の不発弾等探査の要望者募集
民間開発予定地等の調査を行い、不発弾等の探査・発掘箇所の選定に反映させるため、次のとおり不発弾等探査要望者を募集します。
【対象箇所条件】探査予定面積が100㎡を超えること。地主および小作人が不発弾等探査・発掘に同意していること。
【探査対象外】将来公共工事等が予定されている箇所や、急傾斜地等の探査難箇所、付近に住居等(構物)が存在し探査実施に影響がある箇所等。
予算の範囲内で探査・発掘を実施するため、要望しても探査が実施できないことがあります。

西原町シルバー人材センター会員募集
【会員になるには】西原町内に居住する健康で働く意欲のある方、おおよそ60歳以上の方であれば会員に入会できます。
【入会説明会】毎月第4金曜日(但し、その日が祝日の場合は、前の日に実施)の午後2時からシルバー人材センター事務局で開催。
【業務内容】大工・左官・溶接の技能分野の職種を始め、除草・屋内外清掃・施設管理等。
【講習会について】西原町シルバー人材センターでは、草刈講習会や機械のメンテナンスなど、独自の講習会を開催しています。詳しいことは、左記までお気軽にお問合わせください。

東日本被災者支援チャリティー たなばたコンサート
【日時】7月7日(木) 19:30～(19:00開場)
【場所】町中央公民館ホール
【入場料】無料(会場に募金箱を設置します。義援金にご協力ください)
【出演】コールにしはら、晴、結、金城利信、手話ダンス沖縄、西原中ハモリーズ、嘉陽まり子他
【主催】西原町文化協会洋楽部
【後援】西原町文化協会
【問合せ】西原町文化協会
☎946・6657(火・金のみ) / 090・1784・2741(大城)

琉球大学公開講座 夏休み工作教室
【日時】7月27日(水) 12:50～
【対象・定員】小学5・6年生12名
要説明、キャンパス施設案内(一部)
【予約方法】ホームページ、メール、電話及びFAX
【申込み・お問合せ】沖縄科学技術研究基盤整備機構 ☎966・2184

労働安全衛生法に基づく試験
労働安全衛生法に基づく試験が、次のとおり実施されます。
【試験日】11月6日(日)
【試験場】沖縄国際大学
【試験の種類(問合せ)】
○第一種衛生管理者・第二種衛生管理者・潜水士(社) 沖縄県労働基準協会 ☎868・2826
○一級ボイラー技士・二級ボイラー技士・ボイラー整備士(社) 日本ボイラ協会沖縄支部 ☎878・2441
○クレーン・デリック運転士(クレーン限定)・移動式クレーン運転士(社) 日本クレーン協会沖縄支部 ☎878・2443
○揚貨装置運転士(港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部) ☎878・2443

退職金のみなさんへ
退職金のみなさん、退職金のこと、ちょっと考えてみませんか? 中退共は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。
「中退共」の退職金制度なら、①国の掛け金制度を受けられます ②掛金は全額非課税 ③社外積立だから、管理がカンタン! (パートナーさんのための特例掛金月額もご用意)
詳しくはホームページへ(中退共)で検索
【問合せ(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03・3436・0151(代表)

核世代再チャレンジ 雇用奨励金事業のご案内

ハローワークに求人登録している事業所が、求職者の紹介を受け40歳以上の「核世代」を短期間(原則3ヶ月) 試行的に雇用し、適正な能力などを見極め、その後の常用雇用への移行を支援する制度です。
【奨励金の支給】再チャレンジ雇用を行う事業主には、対象労働者1人につき月額5万円を最長3ヶ月間支給。
【実施期間】平成24年3月末日
【登録・お問合せ(財) 雇用開発推進機構
☎859・6140
fax 859・6220

旧日本赤十字社救護看護婦等に対する 書状贈呈事業について

※制度の活用にあたっては、(財) 雇用開発推進機構への登録が必要です。
【請求期限が2年延長され、平成25年3月31日までになりました】

キャンパスツアーのお知らせ

先の大戦において、外地等(事業地の区域又は戦地の区域)に派遣され戦時衛生勤務に従事した、旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に對して、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。詳しくは左記までご連絡ください。
【請求先及びお問合せ】総務省大臣官房総務課管理室業務担当
☎03・5253・5182
〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2

東日本被災者支援チャリティー たなばたコンサート

【日時】8月17日(水) 31日(水) 計11日間(※土日祝日を除く) 13時～17時
【場所】琉球調理師専修学校(浦添市内)
【対象者】ハローワークに求職登録した55歳以上の就職希望者
【受講料】無料
【定員】22名
【問合せ・申込み(社) 沖縄県シルバー人材センター連合 ☎871・0330
(社) 西原町シルバー人材センター ☎944・1699

町内相談機関
総合相談 日常生活のあらゆる相談
時間/午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
月/福祉相談 宮良律子
火/一般お悩み相談 諸見里美和
水/法律相談(午後1時～4時) 堀花豊順(弁護士)
木/消費生活相談 大城恵美
金/子ども悩み相談 金城功恵
第1金/Dきこもり相談 サポートステーション内
問合せ/西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎835-8822 ☎945-3651
※予約優先

窓口相談 何でも相談
第1・第3火曜(祝日の場合、翌週)の午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
相談員 上木律子
問合せ/企画財政課 ☎945-5340

教育相談 不登校生徒及び保護者への支援、助言
月～金 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
相談員/末吉良治、原比久美、佐久川啓生
問合せ/教育委員会相談室 ☎944-3603

行政相談 行政に対しての苦情や要望
行政相談員/平良ヨシ江 大城 恵子
基本は随時、但し、第4火曜は巡回相談：午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
問合せ/企画財政課 ☎945-5340

人権相談 人権に関する相談
随時 相談員/玉城藤子、安里政雄、知花正、富貴信子
問合せ/総務課 ☎945-5011
※要電話受付

法律相談 弁護士による法律に関する相談
日 時/第3火曜日午後2時～5時半
相談員/永吉盛元
問合せ/総務課 ☎945-5011
※要事前予約

身体障害者相談 申請手続きなど
随時 相談員/奥原 陽子 ☎946-2617
糸数/リ子 ☎945-9169
木本 幸子 ☎944-0339
問合せ/介護支援課 ☎945-5013

知的障害者相談 教育、生活などの相談
随時 相談員/安谷千穂子 ☎946-4411

精神障害者相談 精神的悩みの相談
月火木金：午前9～12時、午後2～6時
水・土：午前9～12時
医師/城南病院
問合せ/城南病院 ☎945-4551

地域包括支援センター 高齢者に関する相談
随時 相談員/玉城、与那嶺、新垣
問合せ/西原敬愛園内 ☎882-0117

借金解決
一人で悩まずにまずはご相談を！
初回相談は無料です。(要予約)
司法書士 喜屋武事務所
与那原町字与那原606番地
営業時間：平日AM9:00～PM6:00
0120-36-7930
（債務整理おきなわ.com）
サイト ナクソー！

国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社
Since1981 沖縄県知事免許(8)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産
地域の不動産業で30年
不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。
南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 <http://www.nanchan.co.jp> E-mail hae@nanchan.co.jp



生涯学習だより

第183号

平成23年7月1日

生涯学習課 Tel.098-945-5036
 中央公民館 Tel.098-945-3657
 町民体育館 Tel.098-945-8095
 坂田児童館 Tel.098-944-6308
 西原児童館 Tel.098-945-4393
 西原東児童館 Tel.098-944-0976

受賞おめでとございます!!

県青少年育成県民会議総会が、5月26日、豊見城市立中央公民館で開催され、長年の活動の功績を讃えられた新里勝弘(少年補導員)氏が育成功労者の部で受賞しました。



～地域からはくもう次代を担う青少年～

青少年健全育成講演会

子どもを叱れない大人達へ

「少年院で見たこどもの叫び・おとなの葛藤」
 日時：7月6日(水) 午後7時～
 場所：中央公民館 大ホール
 講師：桂 才賀(落語家・少年院面接委員)
入場無料! お気軽にお越しください!

中央公民館からのお知らせ

平成23年度 親子絵画教室

■期間：7月28日～8月18日 毎週木曜日 全4回
 ■時間：午後2時～4時 全4回
 ■定員：小学1年生～6年生の親子 20名
 ■備考：文具セット、絵の具、画用紙は各自で用意

平成23年度 絵手紙講座

●期間：8月5日(金)～8月26日(金) 毎週金曜日 全3回
 ●時間：午前10時～12時
 ●定員：一般町民 20名
 ●受講料：無料(ただし教材費実費あり)

■申込期間：7月11日(月)～7月25日(月)
 ■申込先：西原町中央公民館(Tel.945-3657)

町民体育館からのお知らせ

各区対抗バスケットボール大会

順位	優勝	2位	3位
男子	翁長区	我謝区	上原区
女子	内間団地区	上原区	小波津団地区

各区対抗OB・家庭婦人バレーボール大会

順位	優勝	2位	3位
OB	小波津団地区	棚原区	
婦人	小波津団地区	上原区	

各区対抗ボウリング大会

順位	優勝	2位	3位
団体	上原区	内間団地区	与那城区
個人男子	石垣 優	喜納 昌幸	玉城 邦夫
個人女子	小橋川 みどり	比嘉 直子	金城 広巳

青少年健全育成町民一斉行動

「青少年の深夜はいかい防止」「未成年者の飲酒・喫煙防止」のために、町民総ぐるみで一斉行動を実施します。地域のみなさんの協力よろしくお願いします。

- ◎町民総決起大会
7/13(水) 16:00～ 中央公民館
小・中・高校生徒の意見発表を行います!
- ◎街頭パレード♪
7/13(水) 17:00～ サンエー西原シティまで
西原高校マーチングバンドを先頭にパレード!
- ◎夜間巡回指導★
7/15(金) 21:15～ 町内
西原高(西中区)・役場(東中区)に分かれて巡回!

「夏休み期間」は毎週金曜日!

青少年の非行防止のために、夜間巡回指導を実施!
 毎週金曜日 21:15～ 町役場正面玄関集合
 徒歩・車両で町内を回り青少年へ帰宅指導します!

※ 下記事業のお問い合わせは、①～③は坂田児童館、④～⑥は西原児童館、⑦～⑨は西原東児童館へ!

事業	日 時	備 考
① ビデオ会	9(土) 15:00～16:30	何を見るのかはお楽しみに!!
② 夏休みだよ! 巨大迷路	29(金)～30(土) 10:15～11:30 & 13:15～17:00	迷路期間中は残って遊ぶことは出来ません!(30日は16:00まで)
④ 応急手当の仕方	日程調整中	詳しくは西原児童館へ
⑤ 親子リトミック	13(水) 10:30～11:30	対象:乳幼児の親子(軽装で)
⑥ トランポリン	23(土) 10:30～11:30	5歳以下は保護者同伴(ズボンで)
⑦ トランポリン	1(金) 15:30～16:00	ズボンをはいて来てね
⑧ アロマせっけん作り	2(土) 10:00～12:00	材料費:500円、要申込
⑨ ペットボトル風車作り	27(水) 14:00～16:00	定員10名・要申込

図書館だより

第81号 西原町立図書館

TEL.944-4996 FAX.944-4997

http://library.town.nishihara.okinawa.jp/
 Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



図書館カレンダー

July 7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【19日】海の日の振替休日
 【21日】館内整理日(第3木曜日)

開館日

【火～金】
 午前10時～午後7時
 【土・日】
 午前10時～午後5時
 は休館日です。

休館日

毎週月曜日
 館内整理日(第3木曜日)

新図書館長が就任!

新川美千代さんが5月17日の辞令交付を受け、西原町立図書館の新しい館長に就任しました。就任にあたり新川館長は「西原に図書館ができる前から勉強会などで関わってきたので、館長の就任はとても嬉しい。母や子に優しい、明るい図書館づくりの実現に向けて力になりたい。」と抱負を語りました。
 一新川館長から子どもたちへ
 「いっぱい遊びに来てね。図書館で館長を見つけてくれたら、もれなく館長手づくりの切り絵をプレゼントします!」

9時30分から開館します

【夏休み期間中7/22(金)～8/28(日)】

☆夏休み期間中は通常より30分早く午前9時30分に開館します。

ただし、9時30分から10時までは、返却を除き、カウンター業務の手続き・ご利用はできません。ご了承ください。(自動貸出機は利用できます。)

また、「課題図書・指定図書・自由研究資料展」も行います。児童生徒たちの夏休みの学習の手助けになれば幸いです。夏休み期間中、たくさん子どもたちが利用してくれることを願っています。もちろん大人たちの利用も大歓迎です。ぜひ足を運んでください。お待ちしております。

平成23年度 課題図書・指定図書・自由研究資料展

- 期 間：7月22日(金)～8月28日(日)
- 貸出期間：1週間
- 貸出冊数：各1点ずつ
- 予約冊数：各1点ずつ

夏休み上映会もありますよ!

7/27(水)から8/24(水)まで毎週水曜日の午前10時30分から、子ども向けアニメーションの上映会を2階の集会室で行います。ここにも遊びにきてくださいね。

今年もやります!! 「あっと～め～のささやき」

日時：7月9日(土)午後7時～
 場所：西原町立図書館前庭(めーなー)
 主催：読み愛ネットワーク喜楽星☆7
 後援：西原町立図書館

毎回、大盛況だった喜楽星(きらほし)☆7の「あっと～め～のささやき」、今年もやります。子どもも大人も楽しめる内容となっていますので、ぜひ親子でご参加ください。
 ところで、「あっと～め～」って何かわかりますか?
 答えは当日会場。

お問い合わせ 西原町立図書館 ☎944-4996

紙芝居(毎月第1、第3土曜日)	日時：7月2日、16日(土) 午前10時30分～ 場所：おはなしのへや
おはなし会(毎月第2、第4日曜日)	日時：7月10日、24日(日) 午後3時～ 場所：おはなしのへや
上映会(毎月第3日曜日)	日時：7月17日(日) 午前11時～ 場所：2階集会室 上映作品：「のつべらぼう/きもだめしのぼん」

★図書館では、ボランティアしていただける方を随時募集しています。環境美化や配架、読み聞かせ、クリッピングなど、自分の得意な分野でお手伝いしていただける方がいれば助かります。資金も交通費も出ませんが、興味のある方がいましたらよろしくをお願いします。

★お願い いらなくなったベビーカーがありましたら、譲っていただけませんか。お願いします。